



令和7年度第25回(8月分)近代化基金 融資推薦申込公募について

公益社団法人佐賀県トラック協会では、下記のとおり公募いたします。ご希望の方は電話でお知らせください。

なお、申込分については「交付金運営委員会」で、融資推薦の適否が決定されます。
お問合せは、TEL:0952-30-3456（担当：丸田）まで。

記

融 資 名	近代化一般融資	ポスト新長期規制 適合車導入融資	低公害車及び 省エネ関連機器融資
公 募 期	令和7年8月1日(金)から8月20日(水)まで		
融資対象者	佐賀県トラック協会に加入し、かつ <u>県内に本社がある</u> 貨物運送事業者及びその共同体。		
融資対象 事業	1 トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金。 (1)トラック事業者が近代化・合理化のための事務機器（コンピュータ・ファクシミリ・複写機等）の施設・購入に要する資金を含む。 (2)設備の「修理・改修」に要する資金を含む。 2 福利厚生施設の整備に要する資金。 3 荷役機器・車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金。	「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成20年3月25日国土交通省告示第348号）に定める排出基準に適合する車両の導入に係る資金。	低公害車（CNG車・ハイブリッド車）及び省エネ関連機器導入に係る資金。 ※省エネ関連機器とは…EMS及びドライブレコーダー等をいう。
	・車両の場合、登録諸費用は対象外です。 ・土地のみの購入については融資の対象になりません。 ・消費税は、融資の対象とします。		
融資限度額 (協会入会から1年未満)	個別企業体 1千万円 共 同 体 及びその持株会社 5千万円	個別企業体 1千万円 共 同 体 及びその持株会社 5千万円	個別企業体 1千万円 共 同 体 及びその持株会社 5千万円
融資限度額 (協会入会から1年以上)	個別企業体 3千万円 共 同 体 及びその持株会社 5千万円	個別企業体 4千万円 共 同 体 及びその持株会社 5千万円	個別企業体 3千万円 共 同 体 及びその持株会社 5千万円
融資利率	取扱金融機関（商工中金）の所定利率による。		
利子補給率	0.6%	0.6%	0.6%
	（注）改正後の利子補給率は令和7年度融資推薦分から適用し、令和6年度までの融資推薦分については改正前の利子補給率を適用する。		

融 資 名	近代化一般融資	ポスト新長期規制 適合車導入融資	低公害車及び 省エネ関連機器融資
償還期間	融資対象事業の1、2については10年以内、但し、法定耐用年数が10年を下回る場合は、法定耐用年数以内とする。融資対象事業の3については、5年以内とする。	5年以内	5年以内
償還方法	毎月均等分割償還又は、据置期間（償還期間のうち6か月以内）終了後毎月均等分割償還のいずれか。		
償還・担保・保証人	取扱金融機関と借入事業者との話し合いによる。		
取 扱 金 融 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工組合中央金庫 佐賀支店 ・ 佐賀西信用組合（代理店） ・ 佐賀東信用組合（ 〃 ） 		
設備完成 （ 購 入 ） 報 告	<p>設備完成（購入）後、速やかに所定の様式により報告を行うこと。</p> <p>報告がない場合は、利子補給を停止することがあります。（報告先…佐賀県トラック協会）</p>	<p>車両購入後、速やかに所定の様式と、購入に係る排出基準に適合する車検証（写）、領収書（写）を添え、報告を行うこと。（報告先…佐賀県トラック協会）</p>	<p>車両等導入後、速やかに所定の様式と、低公害車（CNG車・ハイブリッド車）に適合する車検証（写）又は、省エネ関連機器の売買契約書（写）を添え、報告を行うこと。（報告先…佐賀県トラック協会）</p>
申込方法	<p>1 申込希望者は、佐賀県トラック協会までご連絡ください。融資推薦申し込み書を送付いたします。</p> <p>2 申込記入後、設備については売買契約書（写）、購入予約申込書（写）等、字図、平面図、所在地案内図、見積書等を、車両・荷役機械の場合は見積書を添付してください。</p>		
そ の 他	<p>この要綱に定めのない事項は、佐賀県トラック協会の近代化基金運営要領及び、事務取扱細則の定めるところによる。</p> <p>委員会で融資推薦を行います。これは<u>融資決定ではありません</u>のでお間違えのないようにしてください。</p>		

※（公社）全日本トラック協会の利子補給率改正を受け、令和7年度融資推薦申込から当協会の利子補給率についても変更となります。